

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から
長期優良住宅・低炭素建築物の認定申請書の副本・認定通知書などについて、
郵送等による返却を行います。

■対象業務

手数料の納付を伴う長期優良住宅、低炭素建築物の申請は窓口受付のみとなりますが、次の書類及び副本については従来の窓口での返却に加え、郵送による返却にも対応します。

□長期優良住宅

- ・認定通知書
- ・変更認定通知書
- ・承認通知書
- ・各書類の再交付

□低炭素建築物

- ・低炭素建築物新築等計画認定通知書
- ・低炭素建築物新築等計画変更認定通知書
- ・各書類の再交付

■対応期間

当面の間（状況により延長又は短縮する場合があります。）

■申請・受付・受領等手続きの流れ

1. 「郵送返却依頼票」をダウンロードして、必要事項を記入してください。
2. 窓口にて申請時に、郵送返却依頼票、返信用封筒を併せて提出してください。
3. 返信用封筒は原則レターパックとしますが、厚さがレターパックに収まらない場合限り、簡易書留にも対応します。返信用封筒に簡易書留にかかる費用分の切手を貼付してください。重量により料金が異なりますのであらかじめ必要額をご確認ください。（※足りない場合追加で切手をお送りいただきます。）
4. 返信用封筒には、お届け先の郵便番号、おところ、おなまえ等の記入をお願いします。
5. 修正等があれば、電話や電子メール等でご連絡します。差し替えが必要な場合、差し替え書類（2部）を、追加で郵送してください。
6. 内容確認後、郵送での副本返却となります。（発送の連絡は省略します。）

郵送先：

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
横浜市建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当 宛て

■留意事項

※郵送等による手続きは、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応であり感染拡大防止の観点から行うものです。状況の変化により取り扱いの変更も有り得ることをご了承ください。

※郵送等にかかる費用は申請者が負担してください。

※封入する書類は、依頼票受付時に確定しますので、後から書類の追加はできません。

■問い合わせ先

横浜市建築局建築企画課 建築環境担当 電話 045-671-4526 FAX 045-550-3513

メールアドレス：長期優良住宅 kc-chouki@city.yokohama.jp

低炭素建築物 kc-teitanso@city.yokohama.jp